

東京都児童福祉審議会提言（骨子）

- 児童相談所が関わる子供の意見表明を支援する仕組みの在り方 -

児童の権利に関する条約では、子供の最善の利益の確保や子供の意見の尊重などが一般原則として掲げられ、また、児童福祉法では、子供の権利保障を同法の理念として位置づけている。

こうした考えのもと、子供を権利の主体として尊重し、児童相談所が関わる子供が意見を表明できる環境を整えるため、支援の仕組みの在り方について提言する。

第1章 背景

1 国の動向

- ・ 令和4年6月の児童福祉法改正で、児童福祉審議会等を活用した子供の権利擁護の環境整備を行うことや、子供の意見表明等を支援するための体制整備に努めることを規定

2 東京都の現状

(1) 社会的養護の状況

- ・ 児童相談所が受理した相談件数は増加しており、それに伴い、一時保護の件数も増加
- ・ 児童養護施設や養育家庭等で暮らす児童数は4,000人前後で推移

(2) 子供の権利擁護の取組

- ・ 子供の権利に関する専門相談と権利侵害への対応のため、子供の権利擁護専門相談事業を実施。専門員が必要と認めるときは、児童福祉審議会に諮問が可能
- ・ 権利の啓発や相談方法の周知を図るため、児童養護施設等で生活する小学生以上を対象に子供の権利ノートを配付
- ・ 里親子や児童相談所から意見を聴き、里子の最善の利益を守るため、里親養育専門相談事業を実施。専門相談員が必要と認めるとき等は、児童福祉審議会での審議が可能
- ・ 子供の意見表明権を保障するため、施設等に第三者委員や意見箱を導入

(3) 児童相談所が関わる子供と社会的養護関係者への意見聴取

- ・ 施設等の入所児童や里子から、相談相手、相談方法、意見を聴いてほしい場面等について意見を聴取
- ・ 施設退所者、第三者委員及び弁護士から、意見表明等支援における課題や、支援者に必要な資質、専門性等について意見を聴取

第2章 児童相談所が関わる子供の意見表明等を支援する仕組みの在り方（提言）

1 意見表明等の理解促進

子供への権利の啓発や相談先の周知に加え、周りの大人に意見表明等の重要性について理解促進を図ることが重要

【提言①】 現在、子供の権利ノートの配付対象となっていない児童養護施設に入所している幼児や障害児施設の入所児童等に対して、権利の啓発や相談方法の周知がなされるよう対策を講じること

【提言②】 児童相談所職員、里親及び施設等職員に対して、子供の意見表明権や、意見表明等を支援することの重要性について理解促進を図ること

2 意見表明等を支援する仕組みの充実

子供が意見を表明するためには、意見を形成するための支援と、形成した意見を大人に伝えるための支援が必要であり、また、子供が話す大人を自ら選び、意見を表明できるよう、一つの仕組みに頼るのではなく、周りの大人がそれぞれの立場で支援していくことが重要

(1) 第三者委員制度と意見箱の活用促進

【提言③】施設等の第三者委員や意見箱について、運用の底上げを図り活用を促進すること

(2) 意見表明等支援員の導入

【提言④】措置決定の場面等に、意見表明等支援員を導入すること

【提言⑤】意見表明等支援員は、専ら子供の立場から、子供との信頼関係を基礎として、子供の意見を様々な方法で傾聴するとともに、子供の考えの整理を後押しし、子供が望む場合は意見表明を支援したり代弁したりすることを職務とすること

【提言⑥】意見表明等支援員は、子供の権利保障や意見表明等支援に関する知識や経験を有していること

【提言⑦】意見表明等支援員の活動を効果検証する体制を整えること

3 児童福祉審議会への申立

子供の権利保障のためには、意見を表明できる環境を整え、周りの大人が意見を聴くことが基本であるが、措置内容は子供に影響を与える重大な決定であることから、意見表明等の支援に留まらず、更なる権利擁護の仕組みを整えることが重要

【提言⑧】措置内容について、子供本人が児童福祉審議会に申し立てることができる体制を整えること

【提言⑨】子供本人による申立案件の審議を行う児童福祉審議会委員については、子供の権利擁護や意見表明等支援に関する研修を受けるなど、専門性を担保すること

【提言⑩】子供本人への意見聴取については、子供の希望に応じて意見表明等支援員が同席することや、意見表明等支援員が子供の意見を代弁することができる仕組みとすること

第3章 児童相談所が関わる子供の意見表明等を支援する仕組みの構築に向けた検討事項

第2章の提言や、令和4年度中に国が策定する予定のガイドライン等を踏まえ、今後、都において具体的な仕組みの構築にあたり検討すべき事項

1 意見表明等の理解促進

- ・ 児童相談所職員、里親、施設等職員それぞれに対する効果的な理解促進策
- ・ 児童相談所職員と意見表明等支援員との連携

2 意見表明等を支援する仕組みの充実

(1) 第三者委員制度と苦情箱の活用促進

- ・ 活用を促進するための具体策

(2) 意見表明等支援員の導入

- ・ 意見表明等支援員のサポート体制、子供の面談内容の守秘義務との整合等

- ・ 意見表明等支援員の活動の効果検証方法
- ・ 意見表明等支援の実施における、契約により入所する子供の取扱い

3 児童福祉審議会への申立

- ・ 子供本人による申立案件の審議を担当する部会
- ・ 調査審議や子供へのフィードバックを行う体制、フローの整理

第4章 意見表明等支援員のモデル実施

意見表明等支援員の導入にあたっては、まずは、措置決定の場面等のうち、現在、子供の意見表明等を支援する仕組みが他と比べて十分でない場면을優先してモデル的に開始し、活動結果を効果検証した上で段階的に導入範囲を拡大すべき

1 導入場面

- ・ 一時保護中又は里親委託中の子供の措置等に関する支援
- ・ 措置内容に関する児童福祉審議会への申立の支援

2 担い手

- ・ 子供の権利保障や意見表明等支援に関する知識や経験を有する者とし、都が実施する研修を受講

3 面談方法

- ・ 原則として一時保護所、里親家庭、施設を訪問し、子供からのアクセス方法に配慮
- ・ 小学校高学年以上は、措置決定にあたって、原則として一度は面談を実施

4 検討事項

- ・ 一時保護中の子供の支援
モデル的に開始する場所、対象年齢、措置決定過程における意見表明等支援員が徴取した意見の取扱い等
- ・ 里親等委託中の子供の支援・児童福祉審議会への申立の支援
意見表明等支援員へのアクセス方法、子供や関係者への周知、既存事業との連携等